

保存期間 5年

通達乙少第83号

通達乙交指第362号

平成29年3月22日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

児童生徒等の健全育成に関する警察と学校との連絡制度実施要綱の制定について

児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度（以下「連絡制度」という。）については、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度実施要綱の一部改正について（平成28年3月23日付け通達乙少発第67号他別添）により実施しているところであるが、このたび、新たに茨城県内の国立学校等と連絡制度に係る協定を締結したことから、児童生徒等の健全育成に関する警察と学校との連絡制度実施要綱を別添のとおり定め、平成29年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度実施要綱の一部改正について（平成28年3月23日付け通達乙少発第67号他）は、平成29年3月31日限り、廃止する。

記

主な改正点

- 1 独立行政法人国立高等専門学校機構茨城工業高等専門学校（以下「茨城工業高等専門学校」という。）の学生が連絡対象者に追加されたことに伴い、児童生徒等の健全育成に関する警察と学校との連絡制度実施要綱と名称を変更した。
- 2 国立大学法人茨城大学教育学部附属小学校、中学校及び特別支援学校に在学する児童生徒並びに学校法人三育学院久慈川三育小学校、学校法人リリー文化学園リリ

一ベル小学校、学校法人開智学園開智望小学校、第一学院高等学校高萩校、ルネサンス高等学校及び東豊学園つくば松実高等学校に在学する児童生徒並びに茨城工業高等専門学校に在学する20歳未満の学生で、かつ同要綱第4の1に規定する連絡対象事案に係る児童生徒及び学生を連絡対象者に追加することとした。

なお、同要綱第2条の連絡対象者については別に通知することとした。

### 3 その他用字用語を整理した。

## 別添

### 児童生徒等の健全育成に関する警察と学校との連絡制度実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警察と学校との連絡制度の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 連絡対象者

第4の1に規定する連絡対象事案に係る児童生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）については、別に通知する。

#### 第3 連絡担当者等

##### 1 連絡担当者等の指定

警察署長は、連絡責任者として、制度の適正な運用に努めるとともに、次により、連絡担当者及び連絡担当補助者（以下「連絡担当者等」という。）を指定するものとする。

- (1) 警察署長は、取扱い事案に応じ、生活安全課長（刑事・生活安全課長を含む。以下同じ。）又は交通課長（地域・交通課長を含む。以下同じ。）を連絡担当者に指定するものとする。また、刑事課が取り扱う事案は、生活安全課長を連絡担当者に指定し対応させるものとする。
- (2) 警察署長は、生活安全課の少年担当係長及び交通課の暴走族担当係長を連絡担当補助者に指定し対応させるものとする。

##### 2 連絡担当者等の任務

- (1) 連絡担当者は、取り扱った事案に係る連絡の必要性を検討し、児童生徒等が在学する学校の校長又は副校長、教頭等（以下「学校長等」という。）に連絡を行うほか、当該学校と連携し、児童生徒等の健全育成のための具体的な対策を講じるものとする。
- (2) 連絡担当補助者は、連絡担当者の任務を補助するものとする。

#### 第4 連絡対象事案及び連絡内容

##### 1 連絡対象事案は、次の事案とする。

###### (1) 犯罪少年

###### ア 逮捕事案

###### 全件連絡

## イ 任意捜査事案

連絡責任者が、学校における継続的対応の必要性を認める事案

### (2) 触法少年

悪質で再犯性が高く、社会的反響が大きく、連絡責任者が、学校における継続的対応の必要性を認める事案

### (3) ぐ犯少年

連絡責任者が、学校における継続的対応の必要性を認める事案

### (4) 不良行為少年

連絡責任者が、学校における継続的対応の必要性を認める事案

### (5) 被害少年

連絡責任者が、学校における継続的支援の必要性を認める事案

## 2 連絡内容

連絡内容は、連絡対象事案に係る児童生徒等の在学する学校名、児童生徒等の住所、氏名、事案概要等連絡責任者が必要と認める事項とする。

## 第5 連絡方法等

1 連絡担当者は、連絡に当たっては、別記様式第1号の「学校連絡検討票」により、連絡の要否を検討し、連絡責任者の判断により、連絡対象事案と認めた場合は、口頭連絡により速やかに当該学校の校長等に連絡するものとする。

2 学校からの連絡は、原則として、連絡担当者等が口頭で受理し、別記様式第2号の「学校からの連絡経過票」に記載した上、連絡責任者に報告するものとする。

3 警察署において、管轄区域外の学校に在学する児童生徒等の連絡対象事案を取り扱った場合、別記様式第1号の「学校連絡検討票」で連絡の要否を検討し、連絡の必要を認めた場合は、別記様式第3号の「児童生徒等に係る連絡対象事案通知票」とともに、当該学校を管轄する警察署の連絡責任者に送付し、事案を引き継ぐものとする。

この場合において、引き継ぎを受けた警察署の連絡責任者は、連絡担当者に対して学校への連絡を指示し、連絡担当者は、速やかに学校長等に連絡するものとする。

ただし、連絡対象事案を取り扱った警察署が、当該学校長等に直接連絡する必要がある場合には、事案を引き継ぐ当該学校を管轄する警察署と協議した後、実

施することができるものとする。

また、警察署以外の所属において連絡対象事案を取り扱った場合は、別記様式第1号の「学校連絡検討票」により連絡の要否を検討し、連絡の必要があると思料される場合は、別記様式第3号の「児童生徒等に係る連絡対象事案通知票」とともに、当該事案を管轄する警察署の連絡責任者に送付し、事案を引き継ぐものとする。

この場合において、引き継ぎを受けた警察署の連絡担当者は、連絡の要否を検討し、連絡責任者の判断により、連絡対象事案と認めた場合は、前記に準じて速やかに学校長等に連絡するものとする。

## 第6 学校の指導状況の把握等

- 1 連絡担当者等は、警察から連絡した児童生徒等について、学校における指導状況、その後の生活状況、不良交友関係等を学校から連絡を受けて把握するものとする。
- 2 把握した指導状況等の結果は、原則として、連絡担当者等が口頭で受理し、別記様式第4号「学校での指導状況等確認票」に記載した上、連絡責任者に報告するものとする。
- 3 第6の1で把握した学校での指導状況等は、当該少年に係る継続補導及び立ち直り支援活動等に活用するものとする。

## 第7 情報の管理

連絡責任者は、連絡対象者の個人情報に係る事項及びその取扱いについては、保秘に留意するとともに、作成し又は取得した文書等については、保管・管理の適正を期するものとする。

## 第8 配意事項

### 1 情報の一元化

警察署長は、連絡対象事案を早期に把握するため、各課の連携を密にし、署内体制を確立させるとともに、情報の一元化を図るものとする。

### 2 関係所属との調整

連絡担当者は、共同捜査に係る事案の連絡に当たっては、連絡の時期、内容等について関係所属との調整を図るものとする。

### 3 連絡内容の正確性

連絡担当者は、連絡に当たっては、内容の正確性に留意するとともに、不用意な言動により関係者に誤解を与えることのないよう十分注意すること。

#### 4 保護者等への連絡

連絡担当者等は、連絡対象事案と認めた事案については、保護者等に対し、学校に連絡する旨を伝えるものとする。

#### 第9 報告

1 連絡責任者は、連絡対象事案について、その都度、別記様式第1号「学校連絡検討票」、別記様式第2号「学校からの連絡経過票」、別記様式第4号「学校での指導状況等確認票」の写しにより少年課に報告すること。

また、いじめ事案等特異な事案に係る学校での指導状況及び学校での適切な指導により、児童生徒等が更生したなどの好事例に関する事案等については、別記様式第4号「学校での指導状況等確認票」の写しにより少年課に報告すること。

2 連絡責任者は、連絡対象事案に関して苦情等を受理した場合は、電話又は書面により少年課に報告すること。

## 別記様式第1号

所属長 (連絡責任者)	副署長等	刑事官等	課長等 (連絡担当者)

## 学 校 連 絡 検 計 票

検討事項	<input type="checkbox"/> 逮捕事案 <input type="checkbox"/> 任意捜査事案 <input type="checkbox"/> 触法事案 <input type="checkbox"/> ぐ犯事案 <input type="checkbox"/> 不良行為事案 <input type="checkbox"/> 被害事案 <input type="checkbox"/> 事案の動機、背景等が学校に起因する場合 <input type="checkbox"/> 虐待被害等、児童生徒等の生活指導上必要と認められる場合 <input type="checkbox"/> 他の児童生徒等に悪影響を与えると認められる場合 <input type="checkbox"/> その他児童生徒等の指導上連絡が必要と認められる場合					
	非行等の重大性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	補導歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	非行集団等への加入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	計画性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ぐ犯性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	交友関係の問題	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	手段の悪質性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	家庭環境の問題	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	改しゅんの情	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	非行歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	監護能力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	他の児童等への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

連絡内容					
学校名	年組				
住所					
氏名 (歳)					
事案の概要					

連絡日時	年月日午前・後時分				
連絡方法	文書・電話・口頭・その他( )				
連絡担当者	係名 階級 氏名	印	受理者	学校名 職名 氏名	
他署送付	年月日	送付先・担当	課	送付者印	
本部送付	年月日	送付先・担当	課	送付者印	

注1 連絡内容欄については、事案により適宜に枠を加えて使用すること。

2 連絡方法については、該当する箇所に○をし、その他の場合は具体的な方法を記載すること。

別記様式第2号

所屬長	副署長等	刑事官等	課長等

## 学校からの連絡経過票

※ 記載欄については、適宜増減して使用すること。

年　月　日

警察署長 殿

長

## 児童生徒等に係る連絡対象事案通知票

対象少年	学校名	年　組	
	氏　名		
	生年月日	年　　月　　日	生（　　歳）
事案の概要	1 罪名（事案名）		
	2 強制・任意の別 強制　　・　　任意　　（いずれかに○をする。）		
	3 事案の概要		
参考事項			
取扱者	係	階級（　　）	氏名（電話）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号

所属長	副署長等	刑事官等	課長等

### 学校での指導状況等確認票

児童生徒等の氏名			
確認日時	年 月 日 午前・後 時 分		
確認方法	文書・電話・口頭・その他( )		
確認者	係名 階級 氏名	印	連絡者 学校名 職名 氏名